

築上町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震によるブロック塀等の倒壊による被害防止や避難経路の確保を目的に、ブロック塀等の撤去を行う者に対し、補助金を交付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。交付については、この要綱に定めるもののほか築上町補助金等交付規則（平成18年規則第39号 以下、「交付規則」という。）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等（以下、「補助対象建築物」という。）補強コンクリートブロック造、組積造（れんが造、石造、コンクリートブロック造等）の塀をいう。
- (2) 道路 築上町耐震改修促進計画に定める道路をいう。
- (3) 所有者等 補助対象建築物の所有者又は管理者（国、地方公共団体又は都市再生機構等の公的事業主体及び法人を除く。）であり、登記事項証明書（未登記の場合は固定資産課税台帳兼名寄帳又は固定資産納税通知書）に所有者として記載されている者。又は、前記に規定されている者の相続人

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けようとする者（以下、「補助対象者」という。）は、補助対象建築物の撤去を行う所有者等とし、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 同一敷地において、本要綱に基づく補助金の交付を過去に受けたことがないこと。
- (2) 補助対象建築物が築上町内にあること。
- (3) 当町の町税等を滞納していないこと。
- (4) 築上町暴力団排除条例（平成22年3月17日条例第1号）に規定する暴力団員でない者 また暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者
- (5) 補助対象建築物の登記事項証明書に所有権以外の物権（賃借権・抵当権など）の設定がある場合において権利者全員から補助対象建築物の撤去についての同意を得られない場合は補助対象外とする。
- (6) 補助対象建築物の所有者等が複数人の共有である場合、当該共有者全員（補助金の申請をしようとする者が共有者の1人である場合、当該補助金の申請をしようとする者を除く。）から補助対象建築物の撤去についての同意が得られない者は、補助対象としない。ただし、当該補助金の申請をしようとする者が、紛争等が生じた場合の誓約書の提出ができるものについては、この限りでない。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下、「補助対象工事」という。）は、町内にある次のいずれかの要件を満たす道路に面する高さが1メートル以上の補助対象建築物を全て又は一部撤去する工事とする。また、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業及び解体工事業に係る同法第3条の許可を受けたもの又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けた者に請け負わせる撤去工事とする。ただし、他の制度による補助金の交付を

受けるもの及びその他町長が不相当と認める工事を除く。

- (1) ブロック塀等診断カルテ結果報告書（参考様式第1号）で40点未満のもの
- (2) その他町長が災害時に安全上支障があると認めるもの

2 前項のうち一部撤去する工事は、次の要件全てを満たすものとする。

- (1) 事業完了後にブロック塀等診断カルテ改善計画書（参考様式第1号）で70点以上となるもの
- (2) 事業完了後に高さが1.2メートル以下となるもの
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路内に存しないもの
（補助金の額）

第5条 補助金の額は、1敷地あたり補助対象工事（税抜き）に要する経費の3分の2（千円未満切捨て）又は16万円のいずれか低い額とし、1敷地あたりの補助対象工事に要する経費は、8万円/mに補助対象となるブロック塀等の総延長（m）を乗じた額を限度とする。ただし、予算の範囲内の額とする。

（事前協議）

第6条 補助対象者は、次条の交付申請の前に、町長と事前協議を行うものとする。

（事前現地調査）

第7条 町長は、申請者の同意書（参考様式第3号）をもって職員及び町外部委託者を現地調査に派遣し、ブロック塀等診断カルテ改善計画書・結果報告書（参考様式第1号）を作成させるものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助対象者は、補助対象工事に着手する前に、補助金交付申請書（様式第1号）に係る書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 工事の概要がわかる図面（撤去長さ、高さ、撤去方法（全部・一部）、撤去範囲）
- (3) 撤去後のブロック塀等診断カルテ改善計画書（参考様式第1号 70点以上であるもの）※一部撤去のみ
- (4) 工事前の全景写真
- (5) 工事見積書の写し（金額の内訳及び補助対象内外がわかるものを含む。）
- (6) 工事計画書（様式第2号）
- (7) 申請者が町税等を滞納していないことを証する書類
- (8) 印鑑証明書
- (9) 誓約書（参考様式第2号）
- (10) 同意書（参考様式第3号）
- (11) 委任状（参考様式第4号）※必要に応じて
- (12) その他町長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定）

第9条 町長は、前条による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、相当と認めた場合は補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

2 町長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが不相当である場合は、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。

3 町長は、第1項の規定による交付決定の通知において、必要があるときは補助金の交付に

ついて条件を付すことができる。

- 4 申請者は、第1項の交付決定の通知を受けたのち、補助対象工事に着手し、事業実施年度の1月末日又は交付決定日から起算して60日以内のいずれか早い日までに補助対象工事を完了すること。

(交付申請の取下げ)

第10条 申請者は、前条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに補助金交付申請取下届(様式第5号)により町長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による補助金交付申請取下届の提出があったときは、町長は、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(交付申請の内容の変更)

第11条 申請者は、第9条の規定による交付決定の通知を受けたのち、事情により交付申請の内容を変更するときは、速やかに補助金交付変更申請書(様式第6号)に関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

- 2 前2条の規定は、前項の場合に準用する。

- 3 交付決定額の変更を伴わない軽微な変更が生じる場合は、速やかに申請内容変更届(様式第7号)を町長に届け出なければならない。

(実績報告)

第12条 申請者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の2月末日のいずれか早い日までに完了実績報告書(様式第8号)及び関係書類を添えて町長に報告しなければならない。

(1) 工事代金領収書の写し

(2) 工事前後の全景写真(工事完了写真)

(3) 工事完了証明書(様式第9号)

(4) 工事請負契約書の写し(金額の内訳、補助対象内外がわかるものを含む。)

(5) マニフェスト票の写し

(6) ブロック塀等診断カルテ結果報告書(参考様式第1号 70点以上であるもの) ※一部撤去のみ

(7) その他町長が必要と認める書類

- 2 交付規則第13条の規定による実績報告の提出は、工事完了報告時に実績報告に係る関係資料の提出を受けているため、工事完了報告を行うことにより、実績報告を行ったものとする。

(完了確認)

第13条 町長は、前条の規定により完了報告の提出を受けたときは、当該事業がこの要綱に適合しているかを確認するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による結果の確認、必要があると認めるときは、当該事業を適切に行うため必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(補助金の額の確定)

第14条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第10号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた申請者は、補助金交付請求書（様式第11号）を町長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第16条 町長は、補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し）

第17条 町長は、申請者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2） 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3） その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第14条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

3 町長は、第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により申請者に対し通知しなければならない。

（補助金の返還）

第18条 町長は、前条により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第13号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。